



2025年2月6日

各位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 吉 井 一 典
(コード番号 8157 東証プライム)
問合せ先 執行役員 常務 平 井 俊 弘
(電話番号 050-3684-7780)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年2月6日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。また、当社は、本日開催の取締役会において、1,200,000株の自己株式の消却を実施することについても決議しております。自己株式の消却の詳細につきましては、本日付「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、パーパス「人と知と技術で、可能性に満ちた“余白”を、ともに。」のもと、次の100年もステークホルダーの皆さまから選ばれ続ける企業であるべく、創業100周年を迎える2032年に向けた長期ビジョンを2023年に策定いたしました。同ビジョンでは、「Growth Navigator（成長をナビゲートし、ともに創りあげる集団）」をありたい姿として掲げ、企業価値向上と豊かな世界の実現を目指しています。また、同ビジョンを実現するための1st.ステージとして、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「Transformation 2026」も立案、「成長領域へのリソースシフト」を旗印に、「成長領域の拡大」、「既存領域の収益性向上」及び「事業ポートフォリオ/グループ会社の再構築」を柱とする事業戦略と、それを支え、かつ資本コスト経営を実現するための財務戦略及び経営基盤強化策に日々取り組んでおり、すでに昨年1月には電子デバイス事業についてベストオーナーへの譲渡を実現、さらに子会社4社を2社に統合するなど、着実に成果をあげています。

財務面においては、政策保有株式についてコーポレートガバナンス強化の観点から見直しを行う上場企業が相次ぐなか、当社でも、「保有目的が明確で積極的な保有意義がある場合にのみ株式を取得・保有する」ものとし、それ以外の株式については継続的かつ着実に縮減を進めています。他方、株式会社東京証券取引所は、2022年4月の市場区分再編を機に日本株式の市場平均を示すベンチマークであるTOPIXについて、その投資対象としての機能性を高めるために見直しを行うことを公表しており、今後、流動性をより重視する形で定期入替を実施するとのことです。当社は中期経営計画においてお示しした通り、資本コストや株価を意識し、より魅力的な投資先となるべく業績目標の達成に加え株主還元や投資の拡充等、適切なキャピタルアロケーションに取り組んでおりますが、当社株式の市場流動性や時価総額の更なる向上については課題のひとつであると認識しております。

かかる課題認識を踏まえ、当社では資本政策や財務戦略のステージを一段あげるべく、当社株式を保有している一部の株主様と対話を行って参りました。そのなかで当社株式を売却する意向を確認したため、当社として最適な当該株式売却の手法を改めて検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら株主構成の能動的な再構築と株式の市場流動性の向上を図ることが可能であることから、このたび本売出しを実施することといたしました。本売出しを通じて、当社の中長期的な成長に向けた事業戦略・成長戦略や資本政策への理解をより一層深めていただくとともに、長期的な視点に立ってご支援頂ける投資家層の拡大や多様化、さらには流動性の向上を実現したいと考えています。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 920,900株
- (2) 売出人及び
売出株式数 株式会社みずほ銀行 258,200株
株式会社三井住友銀行 257,600株
株式会社三菱UFJ銀行 236,100株
三菱UFJ信託銀行株式会社 169,000株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年2月17日（月）から2025年2月19日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日。
- (6) 受渡期日 2025年2月25日（火）から2025年2月27日（木）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長吉井一典に一任する。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 138,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 吉井一典に一任する。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、138,000株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年2月17日（月）の場合、「2025年2月19日（水）から2025年3月19日（水）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年2月18日（火）の場合、「2025年2月20日（木）から2025年3月21日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 売出価格等決定日が2025年2月19日(水)の場合、「2025年2月21日(金)から2025年3月21日(金)までの間」となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である株式会社麻生及び富士通株式会社は、SMBC日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行並びに従業員持株会ESOP信託、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に基づく当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供(以下「目論見書の電子交付」という。)により行います(注)。

(注) 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。